# 事務事業評価シート

## (平成25年度実施事業)

事務事業名	家族介護慰労金才	<b></b> 天給事業		事業コード	0430
所属コード	066100	課等名	保健福祉部高齢者支援室	係名	
課長名	藤澤 忠徳	担当者	首名 田中 ゆう子	内線番号	3562
評価分類	■ 一般 □ 2	い施設	□ 大規模公共事業 □	〕補助金 [	] 内部管理

# 

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	いきいきとして多	そ心できる暮らし		コード	1
体系	施策	高齢社会に適応し	た高齢者福祉の充実		コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービ	ごスの充実		コード	2
予算費目名	介護保険費	特別会計4款2項	2目任意事業(001-	01)		
特記事項						
事業期間	□単年度	■単年度繰返	□期間限定複数年度	開始年度	平成 13	年度
根拠法令等	盛岡市在宅	要介護家族慰労金	支給事業実施要綱,介護作	保険法		

# (2) 事務事業の概要

介護保険によるサービスを受けずに、在宅の要介護者(要介護 4 及び 5)を通算で 1 年以上介護している家族に対して、慰労金を支給する。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成12年度介護保険法施行時に、国が介護保険サービスを利用しない介護者に対して慰労金を 支給する制度を創設し、その制度に基づき当該事業が開始された。

## (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

介護保険制度が浸透し、介護保険サービスの利用が一般的になってきている。しかし、要介護者自身が介護保険サービスを拒んだり、サービス利用費の経済的負担からサービスを利用できないなど、サービス利用をせずに在宅介護をしている家族もいる。今後もその傾向は続くと考えられることから事業の継続が求められる。

# 

#### (1) 対象 (誰が、何が対象か)

介護保険の介護保険認定区分が要介護4又は5に該当する市民税非課税世帯の要介護者で過去 1年間介護保険サービスを受けなかったものを介護している家族。

# (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	24 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 支給人数	人	5	5	8	5	8
В						
С						

# (3) 24年度に実施した主な活動・手順

対象候補者に対し文書にて通知し、申請に基づき、要介護者1人につき年額10万円の慰労金を支給した。

# (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給金額	千円	500	500	800	500	800
В						
С						

# (5) 意図(対象をどのように変えるのか)

家族による介護の負担を軽減しながら、在宅介護を続けることができる。

# (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

1/14# 7Z 口	hthe toft	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	性格		実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給率(支給者数/介護保険認定要介	口上げる						
護 4 又は 5 の在宅者数×100)	口下げる	%	0.47	0.61	0.25	0.68	0.25
	■維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

# (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	24 年度実績
事業費	① E	千円	200	200	320	200
	② 県	千円	100	100	160	100
	③ 地方債	千円	0	0	0	0
	④ 般財源	千円	100	100	160	100
	⑤ その他( )	千円	100	100	160	100

	A 小計 ①~⑤	千円	500	500	800	500
人件費	⑥ ベ業務時間数	時間	50	50	50	50
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	200	200	200	200
計	トータルコスト A+B	千円	700	700	1000	700

備考

# 

# (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

#### ① 施策体系との整合性

家族介護者の精神的及び経済的な負担軽減が要介護者の在宅生活維持につながることから結びついている。

#### ② 市の関与の妥当性

介護者への経済的支援は市以外に行うものがない。

#### ③ 対象の妥当性

家族介護者の経済的負担を軽減し,在宅での介護を支援することで要介護者の在宅生活の維持を図ることを目的としているため妥当である。

## ④ 廃止・休止の影響

慰労金を介護にかかる費用に当てているため、当事業がなくなることで介護者の精神的及び経済的負担が増加する。

# (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

適切な対象者への支給となっている。

## (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

在宅において,介護保険サービスを利用せずに重度の要介護者を介護している人へは事業 を周知しており、公平・公正である。

#### (4) 効率性評価

介護保険サービスを利用せずに在宅介護を行っている家族に対しての支援であるため削減できない。介護保険サービス利用に移行することで慰労金の支出は削減できるが、結果的に財政的支出は大きくなる。

## 4 事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・

#### (1) 改革改善の方向性

5	課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	今後の方向性
	■ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
	□ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
	□ 終了・廃止・休止

家族介護者への支援事業として、今後も継続して取り組む必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容